

AOKI

第46号

臨時号

平成24年 10月1日

青木村議会へアクセス E-mail: gikai@vill.aoki.nagano.jp

青木村議会だより



発行/青木村議会
編集/議会報編集委員会
印刷/(株)アオヤギ印刷



青木村議会では、現在、基本条例の策定に取り組んでいます。
基本条例の素案に対する皆さまのご意見をお寄せください。

※最終ページに専用のハガキが印刷されていますので、ご意見等ございましたらご記入の上、
切り取り線より切り離し、切手を貼らずに10月31日までにご投函ください。
また、電話・メール等でもご意見を承ります。下記電話番号またはメールアドレスまで

青木村議会事務局 TEL. 情 49-0111 E-mail: gikai@vill.aoki.nagano.jp

青木村議会基本条例制定に向けて

青木村議会議長 堀内 富治

青木村議会は、議員や議会の責務・活動原則、村民と議会との関係等を定めた「青木村議会基本条例」の制定に向け、現在取り組んでおります。

地方分権が進み、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大するなかで、私たち議会が担う役割はますます重要なものとなっております。議員自ら自己研鑽と自己改革に努め、村の発展と村民の皆さんが安心して暮らせる村づくりを、村長と両輪となり皆さんと共に創造してまいります。議会の機能を強め、二元代表制を明確にし、より開かれた議会、行動する活力ある議会にしていかなければならないと考えております。このようなことから、議会基本条例の制定に向け昨年から本格的に取り組み、講師を招いての研修会や先進地視察などを行い、議会基本条例検討委員会を立ち上げ、原案を作成し議員全員で協議を重ねてまいりました。

ここに「青木村議会基本条例」の素案を作成しましたのでご覧いただき、ご意見やお気づきの点をお寄せ頂きますよう、よろしくお願いたします。

青木村議会基本条例〈素案〉

目次

前 文	2
第 1 章 総則(第 1 条)	3
第 2 章 議会の活動原則(第 2 条 — 第 4 条)	3
第 3 章 議員の活動原則(第 5 条)	4
第 4 章 村民と議会の関係(第 6 条 — 第 7 条)	4
第 5 章 村長と議会の関係(第 8 条 — 第 10 条)	5
第 6 章 議会機能の強化(第 11 条 — 第 15 条)	6
第 7 章 議員定数・政治倫理(第 16 条 — 第 17 条)	7
第 8 章 議員報酬(第 18 条)	7
第 9 章 補則(第 19 条 — 第 21 条)	8
附 則	8

前 文

平成の大合併のなか、青木村は、村民の強い意志により、合併をせず、自立の道を選択した。これは、村の長い歴史のなかで培われた「自らの事は自らの意志で決し、自らの責任で行動し、より良い社会を築く。」という自治の精神、自主独立の精神の発露である。

ともに村民に選挙で選ばれた、多人数による合議制の議会と、独任制の村長及び執行機関の職員(以下「村長等」という。)は、対等な関係であり、互いに緊張ある関係を保ちながら、競い合い、協力し合いながら、村民の意志を的確に村政に反映させ、以って村民の負託に応じて、村の更なる発展と、村民福祉の向上に努める責務がある。

地方分権の時代を迎えて、国と地方の関係は、上下・主従の中央集権型行政システムから対等・協力の地方分権型行政システムに変化し、地方の自由度が高まり、条例制定権が拡大するなど、自治体の自主的な決定と責任の範囲が広がっている。

議会は、その以てる機能を十分に駆使し、自由かつ達な討議をとおし、政策の立案、決定、執行、評価における論点、争点を発見し、村政の一翼を担い、それを村民に公開する使命がある。

このような責務と使命をはたすため、議会と議員の活動の、根本規範をここに定める。

[第 1 章] 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、住民自治の上に築かれる地方自治の理念にもとづき、村の立法の府としての責務をはたすための、選挙で選ばれた議員とその議員で構成する議会の運営に関し、基本的な事項を定め、自主独立の精神のもとに構築される、安心、安全で豊かな村づくりに寄与することを目的とする。

説明 議会の基本的事項を規定

[第 2 章] 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第 2 条 議会は、村民主権者の意志を尊重し、村民の代表機関であることを常に自覚し、公明正大で村民参加による開かれた議会を目指し、村の発展と福祉の向上に努める。

- 2 議会が、言論の府であり自由な討論の場であることをふまえ、この条例で定めるもののほか、
 - (1) 青木村村議会定例会条例(昭和 31 年 12 月 条例第 1 号)
 - (2) 議会の定例会の招集時期に関する規則(昭和 29 年 7 月 議会規則第 4 号)
 - (3) 青木村議会委員会条例(昭和 62 年 6 月 条例第 11 号)
 - (4) 青木村議会会議規則(昭和 62 年 6 月 議会規則第 2 号)
 - (5) 議会事務局設置条例(平成 23 年 3 月 条例第 7 号)
 - (6) 青木村議会事務局処務規程(平成 23 年 3 月 議会訓令第 1 号)の内容を持続的に見直す。
- 3 議会は、開かれた議会を進めるために、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開する。
- 4 議会は、青木村議会傍聴規則(昭和 62 年 6 月 議会規則第 1 号)の定めによるほか、審議に用いる資料等は積極的に傍聴者に提供する。

- 説明
- 1 議会は、村民の代表機関であることを常に自覚し、村の発展と福祉の向上に努めることを規定
 - 2 議会が言論の府であり、自由な討論の場であるとの認識に立ち、村民にわかりやすい議会運営をするためにも、本条例のほか、議会に関わる条例規則等を持続的に見直すことを規定
 - 3 会議は原則公開することを規定
 - 4 開かれた議会運営を行なうため、傍聴者に議案等の資料を提供することを規定

(正副議長の選出)

第 3 条 議長及び副議長の選出は原則投票とし、その経過を明らかにする。

説明 正副議長の選出方法と、その経過を明らかにすることを規定

(常任委員会の委員外議員の出席)

第 4 条 常任委員会の審議は、議会を構成する議員数が少数であり、また議員の自由な討議により、委員会に付託された事案の審査を深めるために、委員外議員も会議に出席することができる。

- 2 委員外議員は、討論、表決に加わることはできない。

- 説明
- 1 常任委員会において、議員の自由な討議、事案の審査を深めるため、委員外議員も会議に出席できることを規定
 - 2 委員会に出席する委員外議員は、討論、表決に加わることを規定

[第 3 章] 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第 5 条 議員は、個別的な事案の解決だけではなく、村政の課題全体について、村民の意見を広く的確に把握し、課題の解決に努める。

- 2 議員は、議会が村民に選ばれた多人数の合議制の機関であることを常に自覚し、議員間で自由な討議を積極的に行う。
- 3 議員は、村民の負託にこたえるために、日常の調査及び研修活動に励み、自己の能力を高めるための研さんに努める。
- 4 議員は、議会活動について、村民への説明責任を果たす。
- 5 議員は、公社、セクター等及び村長等が開催する審議会及び諮問機関に参加しない。ただし、議会が必要と認める場合はこの限りではない。

説明

- 1 議員は、地域などの個別事案だけでなく、村政の課題全般について多様な住民の意見を把握し、課題の解決に努めることを規定
- 2 多様な住民意思を反映し政策水準を高めるため、議員相互間の自由討議を積極的に行なうことを規定
- 3 議員は、日常の調査研修に励み、議員としての資質向上に努めることを規定
- 4 議会の果たすべき重要な責任として、村民に対する説明責任の履行を規定
- 5 村の政策や執行機関に対して、監視、評価を行なう立場から、執行機関が開催する審議会及び諮問機関には原則参加しないことを規定

[第 4 章] 村民と議会の関係

(情報公開及び広報)

第 6 条 議会は、青木村情報公開条例(平成 11 年 9 月 条例第 15 号)及び青木村個人情報保護条例(平成 12 年 3 月 条例第 4 号)にのっとり、情報の公開を行うとともに、議会の活動に関し、最大限情報を公開する。

- 2 議会は、わかりやすい議会報を定例会毎に発行する。
- 3 議会は、重大事案等特別に情報の開示が必要であると認める時は、臨時に議会報を発行する。
- 4 前 2 項により、議員及び議会の活動の評価が的確になされるよう情報の提供に努める。

説明

- 1 議会の果たすべき重要な責任として、議会活動に関する情報の公開について規定
- 2 村民が議会や村政に関心を持つよう、わかりやすい議会報の発行について規定
- 3 重大事案等、臨時に村民へ情報提供が必要と認めた場合の、臨時議会報の発行について規定
- 4 議会報の発行に当たっては、議員に対する村民の評価が的確になされるよう、議会及び議員の態度を公表するよう努めることを規定

(村民の参加及び交流)

第 7 条 議会は、議会に関係のある委員会その他法律に基づく委員会や、村内外の団体との意見の場を設け、議会及び議員の政策能力の向上に資するとともに、政策提案の拡大に努める。

- 2 議会は、請願及び陳情の審議において、提案者の意見を聴くことができる。
- 3 議会は、住民の声を行政にいかすため、また、議会の運営に反映させるために、住民懇談会、議会報告会等を各々少なくとも年 1 回開催する。

- 4 議会は、議会及び議員の資質の向上、情報の交換を図るために、他の自治体の議会との交流会や研修会等に積極的に参加する。

説明

- 1 多様な住民意思・意見を聴取し、そこから発生する村政上の課題を解決するための能力を強化し、政策提案の拡大を図ることを規定
- 2 提案者の意見を聞く機会を設けることを規定
- 3 議会として説明責任を果たし、さらに多様な住民意思・意見を聴取する場として、議員全員による住民懇談会及び議会報告会等を年 1 回以上開催することを規定
- 4 議員の資質向上・研さん・情報交換のため他市町村との交流会や各種研修会に積極的に参加することを規定

[第 5 章] 村長と議会の関係

(村長等との関係)

- 第 8 条 議会は、村長等と常に緊張ある関係を保ち、事務執行の監視、評価及び政策の提言を行う。
- 2 議会の会議における議員と村長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするために、一問一答方式で行う。
 - 3 一般質問は、質問者の選択により、一括質疑方式、一問一答方式で行う。
 - 4 議長から、本会議、委員会及び全員協議会に出席を求められた村長等は、議長又は委員長の許可を得て、当該質問について反問することができる。

説明

- 1 議会は、二元代表制のもと、村民の代表機関として村の施策や執行機関に対して監視、評価及び政策の提言を行なうことを規定
- 2 会議における質疑応答は、村政上の論点・争点を明確にしていくため、一問一答方式で行なうことを規定
- 3 一般質問に当たって、質問の内容が一問一答方式によりがたい場合は、一括質疑方式を選択することができることを規定
- 4 村長ほか村の職員は、議員の質問に対して逆質問することができることを規定

(議会審議における論点、情報の形成)

- 第 9 条 議会は、村長が提案する計画、政策、施策、事業等について、その水準を高めるために、村長に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求める。
- (1) 政策の発生源
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - (4) 村民参加の実施の有無とその内容
 - (5) 総合計画との整合性
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、予算及び決算の審議に当り、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別、又は事業別の政策説明資料を、村長等に求める。

説明

- 1 議会は、政策水準が高まるような議論が行なわれるよう、村長に対し政策等の決定(提案に至る過程)が明確になる情報を求めることを規定
- 2 議会は、予算及び決算の審議に当たって、村長に対し、政策説明資料を求めることを規定

(議会の議決事項等)

第 10 条 地方自治法(昭和 22 年 4 月 法律第 67 号 以下「法律」という。)第 96 条第 2 項の議会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想及び基本計画
 - (2) 総合計画
 - (3) 青木村次世代育成支援行動計画など行動計画
- 2 議会は、村長等に、法律第 16 条第 5 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年 6 月 法律第 162 号)第 14 条第 2 項の公表を要する規則及びその他の規程について、原則として公表の前に説明を求める。

説明

- 1 村政全体に係る重要な計画等に関する決定に、参画の機会の確保と議決の必要性を検討し、議決事項として規定
- 2 重要と認められる規則、規程について公表前に説明を求めることを規定

[第 6 章] 議会機能の強化**(議会事務局の整備)**

第 11 条 議会は、議会及び議員の政策形成や立案機能を高めるために、議会事務局を整備する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用や職員の併任等を考慮する。

説明

議会、議員の政策形成や立案能力の向上を図るため、議会事務局の体制整備を規定

(調査機関)

第 12 条 議会は、村政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、議決により、村民や学識経験を有する者等で構成する、調査機関を設置することができる。

- 2 議員は、前項に定める調査機関に参加できる。

説明

- 1 村政の課題調査のため、議会が調査機関を設置することができることを規定
- 2 設置した調査機関に、議員が参加できることを規定

(議会サポーター)

第 13 条 議会及び議会事務局は、広く英知を求めるために、村内外から自主的な協力者を募り、その協力を得ることができる。

- 2 協力者の氏名は原則公表し、その協力活動も原則無償とする。

説明

- 1 議会は、より広く深い知識と意見を求めるため、村内外の協力者の協力を得て、議会活動に反映させることを規定
- 2 協力者と議会との関わり方を規定

(議会図書室)

第 14 条 議会は、議会図書室を設置し、その整備を進め、議員のみならず、村民や村職員の利用に供する。

説明

議員控室を議会図書室として整備し、村民や職員にも開かれたものとするを規定

説明

- 1 議員報酬は、別に報酬条leyで定めることを規定
- 2 議員報酬の改正に当っては、村政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討することを規定
- 3 議員報酬の改正に当っては、村民の意見を聴取することを規定
- 4 条例改正案は、村民による直接請求について担保し、議会又は議員が提案する場合は、改正理由を明確にすることを規定

[第9章] 補 則

(最高規範性)

第 19 条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関係する他の条例等を制定、改廃する場合は、この条例との整合性を図る。

説明

議会に関する基本的事項を定め、議会の他の条例等を制定、改廃する場合はこの条例との整合性を図ることを規定

(予算措置)

第 20 条 議会は、この条例の履行に必要な予算について、村長と協議する。

2 村長は、必要な措置を講ずる。

説明

- 1 条例の履行に必要な予算について、村長と協議することを規定
- 2 協議のうえ、村長は必要な措置を講ずることを規定

(見直し)

第 21 条 議会は、この条例について、村民の意見及び社会情勢の変化を勘案し、一般選挙後速やかに検証を加える。

2 見直しの必要が認められるときは、この条例の規定について十分の検討を加え、所要の措置を講ずる。

説明

- 1 4年ごとの一般選挙の任期開始時点において、この条例について検証することを規定
- 2 検証の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講じることを規定

(附則)

この条例は、公布の日から施行する。

青木村議会基本条例検討委員会

- 委員長 宮原 満
- 副委員長 居鶴 貞美
- 委員 八重澤幸夫
- 〃 小林 桂三
- 〃 山本 悟

議会報編集委員会

- 委員長 小林 桂三
- 副委員長 川崎 攻
- 委員 八重澤幸夫
- 〃 居鶴 貞美
- 〃 内藤 賢二
- 〃 小林 和雄

●議会基本条例について村の皆さんのご意見をお寄せください。
下記ハガキにご記入の上、切手を貼らずに 10月31日までに投函ください。

●電話・メール等によるご意見も承ります。

青木村議会事務局 TEL. ☎49-0111 E-mail: gikai@vill.aoki.nagano.jp

(切り取り線)

郵便はがき

3 8 6 - 8 7 9 0

料金受取人払郵便

上田支店
承認

147

差出有効期間
平成24年10月
31日まで

切手不要

(切り取り線)

青木村役場議会事務局 行

小県郡青木村大字田沢一一一番地

